

21千保高施第913号
平成21年 9月 1日

市内認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様
市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
高齢施設課長

地域密着型サービス外部評価及び介護サービス情報の公表について（通知）

平素より、本市高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり千葉県より通知がありましたので、お知らせいたします。各事業所におかれましては、取扱いに遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

記

1 送付物

- (1) 千葉県通知文「千葉県地域密着型サービス外部評価機関の選定について（通知）」(写)
- (2) 「地域密着型サービス外部評価の実施方法について」

2 留意事項

(1) 地域密着型サービス外部評価について

地域密着型サービスの外部評価については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第72条第2項及び第97条第7項に、実施することが定められています。

以下の点にご留意の上、必ず実施してください。

ア 「千葉県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱」及び「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」の規定により、外部評価は、原則として年1回以上実施すること。

イ 外部評価の受審にあたっては、千葉県が選定した外部評価機関に申し込むこと。

ウ 事業者は、評価結果を以下のように取扱うこと。

- ① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- ② 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。
- ③ 利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供を行うこと。
- ④ 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を送付すること。この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村等に対しても同様の取扱いとする。
- ⑤ 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

※「千葉県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱」及び「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」については、下記 URL に掲載

URL : http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syafuku/hyouka/kitei.html

※地域密着型サービス外部評価機関一覧

URL : http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syafuku/hyouka/ck/page03.html

(2) 介護サービス情報の公表制度について

平成 21 年度より、小規模多機能型居宅介護事業所並びに認知症対応型共同生活介護事業所が、介護サービス情報の公表制度の対象サービスとして追加されました。

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法第 115 条の 35 の規定に基づき、提供する介護サービスに係る介護サービス情報について、事業者から所在する都道府県に報告した内容及び都道府県が調査を行った結果等が公表されるものです。

介護サービス情報の公表制度については、今回送付しました「地域密着型サービス外部評価の実施方法について」をご覧くださいとともに、千葉県介護サービス情報公表センターのホームページ（下記 URL）を参照してください。

※千葉県介護サービス情報公表センター

URL : <http://kaigo.chibakenshakyō.com/index.html>

3 上記内容についてのお問合せ先

* 千葉県健康福祉部健康福祉指導課調整指導室

E メール : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

URL : http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syafuku/hyouka/index.html

<担当>

千葉市高齢施設課計画係

電話 : 043-245-5256

FAX : 043-245-5621